

事 務 連 絡
令和 4 年 8 月 5 日

各市町村保育主管課長 様

福島県子育て支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間
及び健康観察の重点化について

このことについては、令和 4 年 7 月 29 日付け 4 こ第 1 7 1 0 号で通知したところですが、厚生労働省から別添のとおり令和 4 年 7 月 30 日付けで一部改正の事務連絡がありましたので、お知らせします（下記 1 の下線部が改正部分です）。

つきましては、管内の児童関連施設へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者の待機期間の短縮について（別添 1 の P 3 参照）

- (1) 濃厚接触者の待機期間を最終暴露日から原則 5 日間とし、6 日目に解除。
- (2) 社会機能維持者であるか否かに関わらず、2 日目及び 3 日目の抗原定性検査キットを用いた自費検査で陰性確認後、3 日目から解除が可能。
- (3) 上記 (1) (2) の場合であっても、見直し後も引き続き、一定の発症リスクは残存することから、7 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求める。

2 参考

- (1) 第 9 2 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード
潜伏期間の中央値は約 3 日で、一定の割合で 4 日以降も発症するリスクのあることが示された。

（事務担当 子育て支援課 主任主査 加藤、太田 電話 024-521-7174、8205）